

つばさ南小学校・つばさ北小学校の 統合にかかる組織及び協議・検討事項



川 島 町 教 育 委 員 会

(仮称) つばさ南・つばさ北小学校統合協議会

目 次

1. 小学校統合協議会の位置付け	1 ページ
2. 小学校統合協議会の体制	2 ページ
3. 小学校統合協議会（全体・専門部会・検討班）の構成	3～6 ページ
協議会全体	3 ページ
校名・通学部会	4 ページ
総務・教育部会	5 ページ
P T A・後援会等部会	6 ページ

4. 小学校統合協議会（専門部会・検討班）の検討事項	7～43 ページ
----------------------------	----------

専門部会	検討班	担当者及び検討事項
校名・通学部会	校名班	7～9 ページ
	通学体制班	10～14 ページ
	廃校利用班	15 ページ
総務・教育部会	学校経営班	16～17 ページ
	事務班	18～26 ページ
	広報班	27～28 ページ
	体操着班	29 ページ
	学事庶務班（連携交流）	30～32 ページ
	学事庶務班（備品設備）	33～40 ページ
	教育課程班（行事予定等）	41～42 ページ
	教育課程班（指導計画・全体計画）	43 ページ
	児童指導班	44 ページ
	児童活動班	45 ページ
	保健安全班（学校安全）	46 ページ
	保健安全班（学校保健）	46 ページ
保健安全班（学校医等）	46 ページ	
P T A・後援会等部会	P T A班	47～48 ページ
	後援会班	49～50 ページ
	地域連携班	51～52 ページ

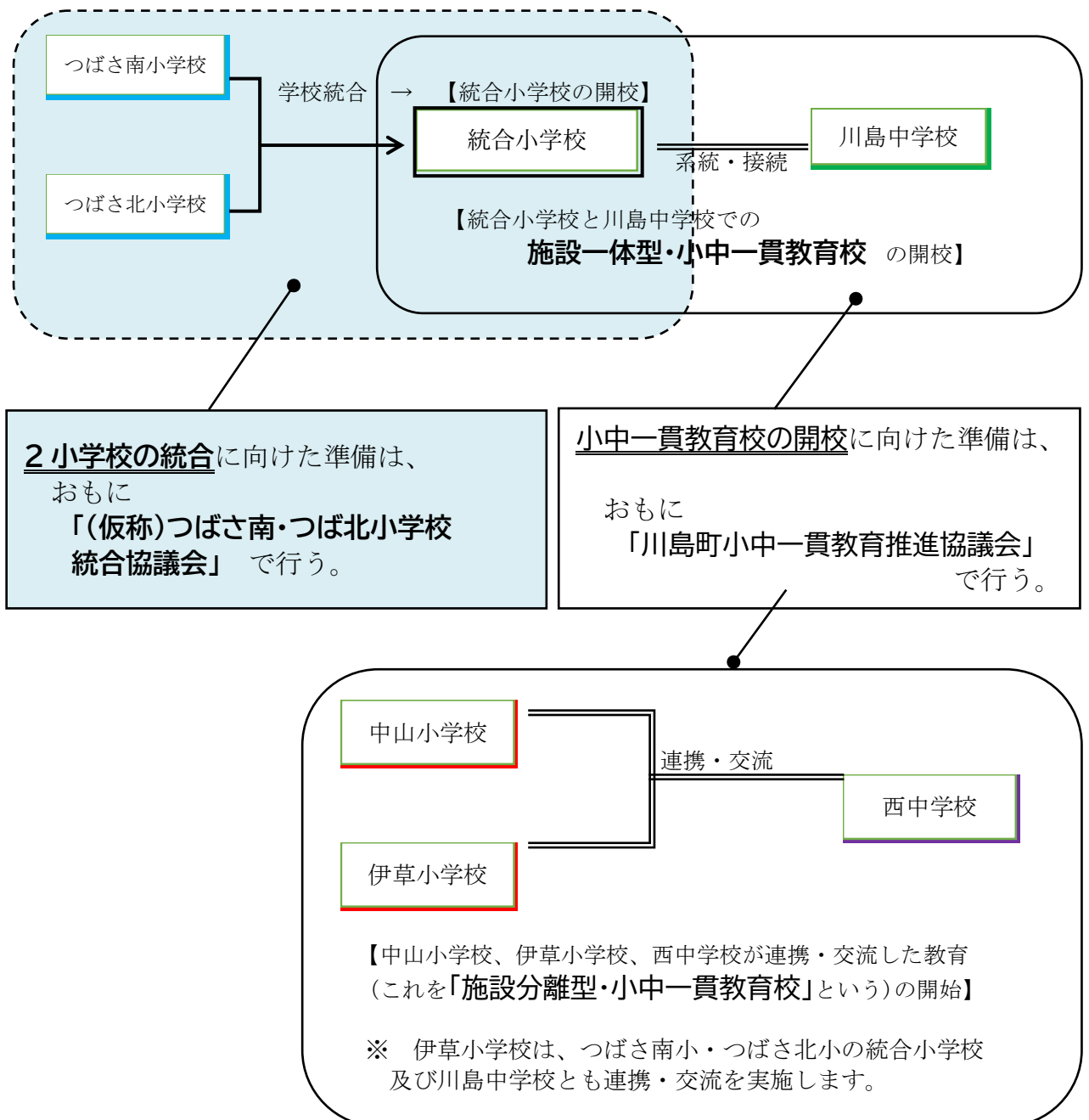
5. 川島町小中学校統合協議会規則	53～54 ページ
-------------------	-----------

小学校統合協議会の位置付け

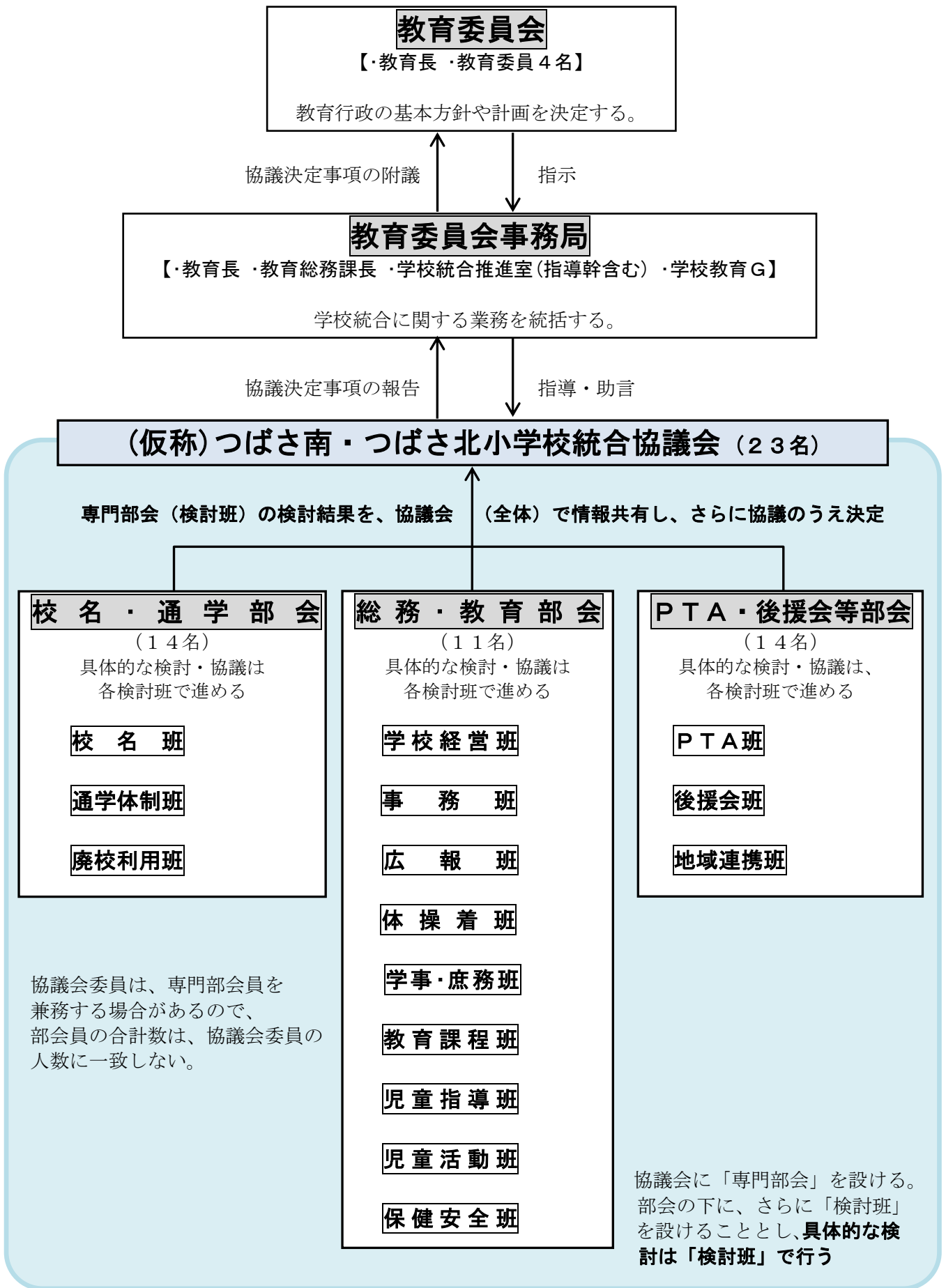
教育委員会では、令和7年度を目途に小中一貫教育校の開校を目指しておりますが、これにはつぎのような2つの側面があります。

1つは、つばさ南小学校とつばさ北小学校による「**小学校の統合**」としての側面、もう1つは、統合によって設置される小学校（新設）と川島中学校（既設）による施設一体型・小中一貫教育校、そして、中山小学校、伊草小学校ならびに西中学校が連携・交流した教育（これを「**施設分離型・小中一貫教育校**」という）による「**小中一貫教育校の開校**」としての側面です。

これにかかる準備作業に関しては、協議、検討事項を整理のうえで、「川島町小学校統合協議会」「川島町小中一貫教育推進協議会」それぞれで行うこととします。



小学校統合協議会の組織体制



(仮称)つばさ南・つばさ北小学校統合協議会の全体構成 (案)

【規則第3条の区分別】

令和5年4月1日現在

規則第3条 の区分	協議会員の構成	専門部会員としての所属 ◎:部会長、○:副部会長、□:部会員		
	(所属・役職等)	校名・通学 部会	総務・教 育部会	PTA・後援 会等部会
統合関係学校の 保護者代表者 (4名)	つばさ南小学校 PTA 会長	□		□
	つばさ南小学校 PTA 副会長	□	□	□
	つばさ北小学校 PTA 会長	□		□
	つばさ北小学校 PTA 副会長	□	□	□
統合関係学校の 学校職員代表者 (6名)	つばさ南小学校校長 ◎会長	◎ (部会長)	○ (副部会長)	◎ (部会長)
	つばさ南小学校教頭	□	□	□
	つばさ南小学校主幹教諭		□	
	つばさ北小学校校長 ○副会長	○ (副部会長)	◎ (部会長)	○ (副部会長)
	つばさ北小学校教頭	□	□	□
	つばさ北小学校主幹教諭		□	
地域住民代表者 (4名)	三保谷地区代表区長	□		
	出丸地区代表区長	□		
	八ツ保地区代表区長	□		
	小見野地区代表区長	□		
教育委員会が必要と認める者 (9名)	伊草小学校校長		□	
	伊草小学校教頭		□	
	伊草小学校主幹教諭		□	
	川島中学校校長			□
	川島中学校教頭			□
	川島中学校 PTA 会長			□
	川島中学校 PTA 副会長			□
	つばさ南小学校後援会会長	□		□
	つばさ北小学校後援会会長	□		□
合計 (23名)		14名	11名	14名

上記の表に掲げる役職にある者を、委員に充てるものです。

委員の委嘱期間 (規則第4条第1項)

: 令和5年4月26日 (委嘱日) ~ 規則第2条に掲げる所掌事務が完了した日まで

校名・通学部会の構成（案）

【規則第3条の区分別】

規則第3条の区分	部会員の構成 (所属・役職等) ◎:部会長 ○:副部会長	検討班員としての所属 ◎:班長、○:副班長、□:班員		
		校名班	通学体制班	廃校利用班
	統合関係学校の保護者代表者 (4名)	つばさ南小学校 PTA 会長	□	□
つばさ南小学校 PTA 副会長			□	—
つばさ北小学校 PTA 会長		□	□	—
つばさ北小学校 PTA 副会長			□	—
統合関係学校の学校職員代表者 (4名)	つばさ南小学校長 ◎ (部会長)	◎ (班長)	◎ (班長)	—
	つばさ南小学校教頭		□	—
	つばさ北小学校長 ○ (副部会長)	○ (副班長)	○ (副班長)	—
	つばさ北小学校教頭		□	—
地域住民代表者 (4名)	三保谷地区代表区長	□		—
	出丸地区代表区長	□		—
	八ツ保地区代表区長	□		—
	小見野地区代表区長	□		—
教育委員会が必要と認める者 (2名)	つばさ南小学校後援会長	□		—
	つばさ北小学校後援会長	□		—
合計 (14名)		10名	8名	—

※ 「廃校利用班」は、組織しないこととします。→15ページ参照

※ また、つぎの検討班の班員には、上の表に掲げる部会員のほか、つぎのようなメンバーの関与が考えられます。

「通学体制班」：安全主任、スクールガードリーダー、交通指導員、学童保育クラブ

総務・教育部会員の構成（案）

【規則第3条の区分別】

規則第3条の 区分	部会員の構成 (所属・役職等) ◎:部会長、○:副部会長	検討班員としての所属 ◎:班長、○:副班長、□:班員								
		学校経営班	事務班	広報班	体操着班	学事庶務班	教育課程班	児童指導班	児童活動班	保健安全班
	統合関係学校の 保護者代表 者（2名）	つばさ南小 PTA 副会長 つばさ南小 PTA 副会長				□				
統合関係学校の 学校職員代 表者（6名）	つばさ南小校長 ○(副部会長)	○(副班長)	○(副班長)	○(副班長)	○(副班長)	○(副班長)	○(副班長)	○(副班長)	○(副班長)	○(副班長)
	つばさ南小教頭		□			□	□		□	□
	つばさ南小主幹教諭		□			□	□			
	つばさ北小校長 ◎(部会長)	◎(班長)	◎(班長)	◎(班長)	◎(班長)	◎(班長)	◎(班長)	◎(班長)	◎(班長)	◎(班長)
	つばさ北小教頭		□			□	□		□	□
教育委員会が 必要と認める 者（3名）	伊草小校長					□				
	伊草小教頭					□				
	伊草小主幹教諭					□				
合計（11名）		2名	6名	2名	6名	9名	6名	2名	4名	4名

※ つぎの各検討班の班員には、上の表に掲げる部会員のほか、つぎのようなメンバーの関与が考えられます。

- 「事務班」 : 学校事務
- 「学事・庶務班」 : 学校事務、各教科担当教員、保育園長、幼稚園長、学童保育クラブ代表
- 「教育課程班」 : 各教科担当教員
- 「児童指導班」 : 指導担当主任、教育心理・教育相談担当
- 「児童活動班」 : 特別活動担当主任
- 「保健安全担当」 : 安全主任、養護教諭、給食主任、栄養教諭、校務員

PTA・後援会等部会の構成（案）

【規則第3条の区分別】

規則第3条の区分	部会員の構成		検討班員としての所属		
	(所属・役職等)		◎:班長、○:副班長、□:班員		
	◎:部会長、○:副部会長		PTA班	後援会班	地域連携班
統合関係学校の保護者代表 (4名)	つばさ南小学校 PTA 会長		□		
	つばさ南小学校 PTA 副会長		□		
	つばさ北小学校 PTA 会長		□		
	つばさ北小学校 PTA 副会長		□		
統合関係学校の学校職員代表者 (4名)	つばさ南小学校長 ◎ (部会長)		◎ (班長)	◎ (班長)	◎ (班長)
	つばさ南小学校教頭		□	□	
	つばさ北小学校長 ○ (副部会長)		○ (副班長)	○ (副班長)	○ (副班長)
	つばさ北小学校教頭		□	□	
教育委員会が必要と認める者 (6名)	つばさ南小学校後援会長			□	
	つばさ北小学校後援会長			□	
	川島中学校長		□		
	川島中学校教頭		□		
	川島中学校 PTA 会長		□		
	川島中学校 PTA 副会長		□		
合計 (14名)			12名	6名	2名

※ つぎの各検討班の班員には、上の表に掲げる部会員のほか、つぎのようなメンバーの関与が考えられます。

「地域連携班」：学校運営協議会委員、学校応援団ほか

部 会 検討班	(校名・通学・廃校利用部会) 校名班
所掌事務 検討事項	令和7年4月1日に開校予定の新しい統合小学校（以下「新統合小学校」という。）の以下の事項 (1) 新統合小学校の校名について (2) 新統合小学校の校章について (3) 新統合小学校の校旗について (4) 新統合小学校の校歌について
担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校PTA会長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校後援会長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各地区代表区長 (三保谷、出丸、八ツ保、小見野) ・事務局：教育総務課 学校統合推進室 ※ 上覧の検討事項は、事務局が主体となって取り組みます。

(1) 新統合小学校の校名について

新統合小学校の校名を、「つばさ小学校とする」ことについて、協議します。
(協議期間) 令和5年5～6月 → (終了期限) 令和5年6月まで

(仮称) 川島町立つばさ南・北小学校
川島町立 つばさ 小学校

(2) 新統合小学校の校章について

新統合小学校の校章は、つばさ南小学校及びつばさ北小学校の「現校章デザインを活かしつつ一部修正して作成する」ことについて、協議します。
(協議期間) 令和5年5～6月 → (終了期限) 令和5年6月まで



(3) 新統合小学校の校旗について

新統合小学校の校旗は、「新統合小学校の校章デザインに基づき制作する」ことについて、協議します。
(協議期間) 令和5年5～6月 → (終了期限) 令和5年6月まで

校旗の寸法、色などの検討、見積徴取など

(検討期間) 令和5年5～10月 → (終了期限) 令和5年10月まで



(4) 新統合小学校の校歌について

新統合小学校の校歌は、つばさ南小学校及びつばさ北小学校の「現校歌を活かし、現校歌製作者に修正を依頼する」ことについて、協議します。

(協議期間) 令和5年5～6月 → (終了期限) 令和5年6月まで

制作者との交渉、見積徴取、楽譜・CD等の納品スケジュール調整

(調整期間) 令和5年5～10月 → (終了期限) 令和5年10月まで

新(修正後)	旧(修正前)
夢に羽ばたけ <u>つばさ小学校</u>	夢に羽ばたけ <u>つばさ南(北)小</u>
蒼い地平線の果てに立つ山々 空の色を映す川は今日も流れ	蒼い地平線の果てに立つ山々 空の色を映す川は今日も流れ
堤と皆の愛が守ってきた川島 いつも笑顔咲く通り慣れた道で 友よ夢を語ろう 風に吹かれて	堤と皆の愛が守ってきた川島 いつも笑顔咲く通り慣れた道で 友よ夢を語ろう 風に吹かれて
希望の空へ <u>つばさ小学校</u>	希望の空へ <u>つばさ南(北)小</u>
田畑は実り 大地豊かな宝島 いつも光射す優しい学び舎で 共に歌を 心のつばさ広げて	田畑は実り 大地豊かな宝島 いつも光射す優しい学び舎で 共に歌を 心のつばさ広げて
長い旅を終えたコハクチョウのように いつかここに集い 今日の日を笑おう	長い旅を終えたコハクチョウのように いつかここに集い 今日の日を笑おう
夢に羽ばたけ <u>つばさ小学校</u> 明日へ羽ばたけ <u>つばさ小学校</u>	夢に羽ばたけ <u>つばさ南(北)小</u> 明日へ羽ばたけ <u>つばさ南(北)小</u>

(校歌制作者)

大野 靖之

シンガーソングライター

1982年4月19日生まれ 千葉県印西市出身

プロフィール

命、夢、家族といったテーマを歌う作風から、「歌う道徳講師」と呼ばれ、全国の小・中・高校での学校ライブを展開している。(1,050回超) 中学校家庭科教科書(開隆堂出版株)に、「未来の地図～僕らの旅は今始まったばかり～」の歌詞が掲載される。

その功績から、2008年、青年版国民栄誉賞「人間力大賞」グランプリ 内閣総理大臣奨励賞を受賞する。

部 会 検討班	(校名・通学・廃校利用部会) 通学体制班
所掌事務 検討事項	<p>新統合小学校にかかる以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 通学体制について (2) 通学路認定に係る事務 (3) スクールバス運行の諸事項の検討 (4) スクールバス必要台数、運行ルートの検討 (5) スクールバス発着場所の検討 (6) スクールバス試験運行
担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校教頭 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校PTA会長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校PTA副会長 (つばさ南小、つばさ北小) ・事務局：教育総務課 学校統合推進室 (必要に応じて、下記の者を交える。) ・各校安全主任 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校スクールガードリーダー (つばさ南小、つばさ北小) ・各校交通指導員 (つばさ南小、つばさ北小) ・学童保育室 (つばさ南小、つばさ北小) <p>※ 上覧の検討事項は、基本的には事務局が主体となって取り組みますが、学校及びPTAの積極的な取り組み、協力が必要となります。</p>
<p>(基本的な考え方)</p> <p>現在の川島中学校に児童が通学することとなった場合、遠距離通学となる児童の居宅等の位置を把握したうえで、当該児童の通学上の安全確保及び負担軽減を図るため、現行のスクールバスの運行体制を再整備 (台数、ルート等の変更) します。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) バスの利用対象 つばさ南小学校とつばさ北小学校の統合小学校児童とします。 (2) 遠距離通学の基準 学校から直線距離で 2.0 km を超えた区域 → 1.5 km を超えた区域 に変更 (3) バスの規格 現行の規格で想定 29 人乗 (運転手、助手、補助席を含む。) 寸法 7,000 mm × 2,035 mm (4) バス待機スペース 中学校北側の駐車場を想定 必要スペース面積 28 m² (4×7m) × 6~8 台 = 168~224 m² 	

(5) 運行対象区域及びバス停留所

遠距離通学となる区域を特定し、かつ児童の居宅の位置も調査したうえで、さらにバスの停車、乗降等の安全性に支障のない場所を選定する。基本的には集会所などとします。

(6) その他

統合小学校児童の通学に支障のない範囲で、スイミングスクールへの送迎などのほか、授業、行事等にも利用できることとし、さらに、中山小学校、伊草小学校ならびに西中学校での小小及び小中連携事業にも積極的に活用を図れるものとしてします。

(1) 通学体制について

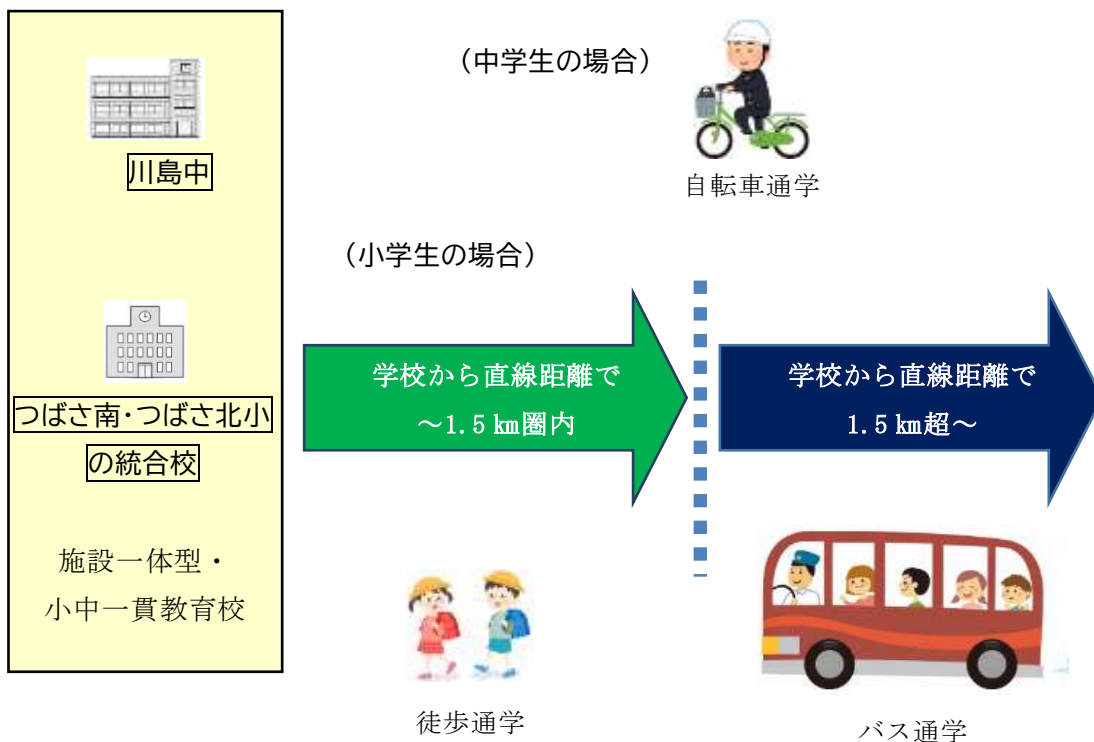
児童の通学は、基本的には徒歩通学です。

ただし、遠距離通学となる児童の通学の安全確保及び負担軽減を図るため、三保谷、出丸、八ツ保、小見野地区の4地区を対象に、運行対象区域を設定したうえで、スクールバスを運行することとします。

そこで、遠距離通学の基準、スクールバスの運行対象区域について、協議・検討することとします。

(検討期間) 令和5年4月～7月 → (終了期限) 令和5年7月まで

(通学体制・案)



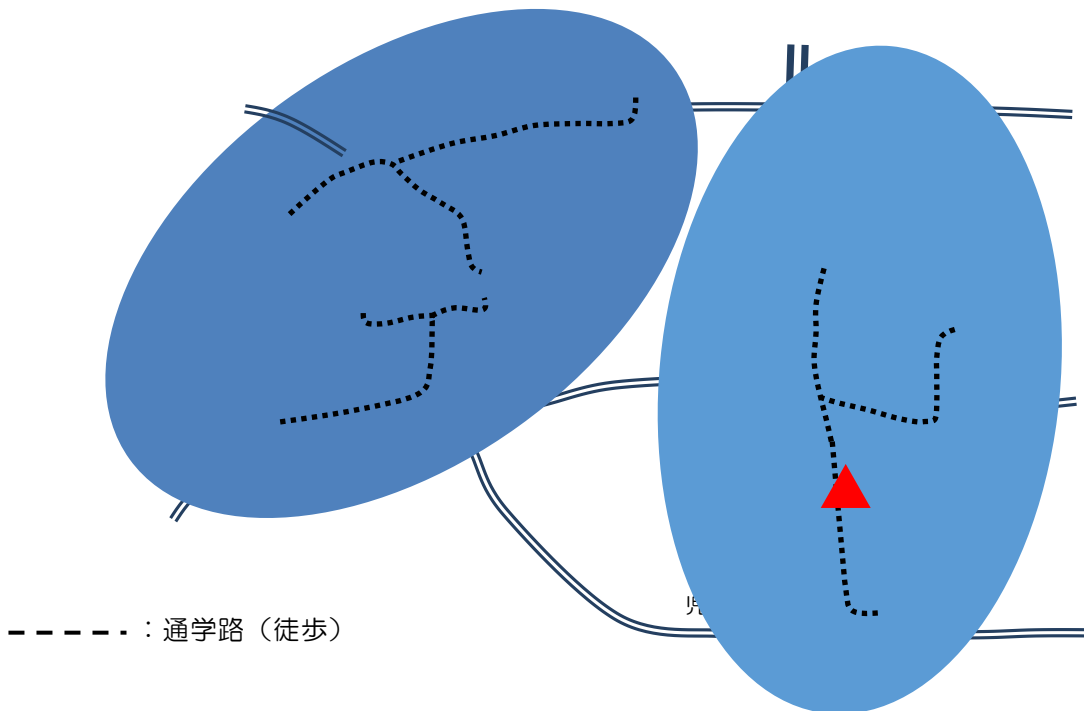
(2) スクールバス運行の諸事項について

運行対象区域の設定後、PTA の意見を踏まえながら、バス停留所を検討します。バス停留所を設定後、対象保護者に利用意向調査を行います。

併せて学童保育室の利用意向についても調査することで、帰り便における学童保育室送迎対象者を把握します。

(検討期間) 令和5年7月～12月 → (終了期限) 令和5年12月まで

【バス運行対象区域・停留所イメージ図】



(3) 通学路認定に係る事務について

児童の徒歩通学による通学路に関しては、令和7年度における三保谷地区及び八ツ保地区の児童家庭位置図に基づき、PTAが主体となり、また学校の意見を踏まえながら検討し、最終的には学校で認定したうえで、その結果を新しい統合小学校へ引き継ぐものとします。

(検討期間) 令和5年10月～令和6年3月

→ (終了期限) 令和6年3月まで



(小学校)



(児童・徒歩通学)



(家庭・集合場所)

児童のバス通学において、各家庭からバス停留所までの通学路については、PTAが主体となり、検討してください。

(検討期間) 令和5年10月～令和6年3月

→ (終了期限) 令和6年3月まで



バス停留所から学校までのバスの運行ルートについては、教育総務課において検討し、認定することとします。

(検討期間) 令和5年9月～10月 → (終了期限) 令和5年10月まで



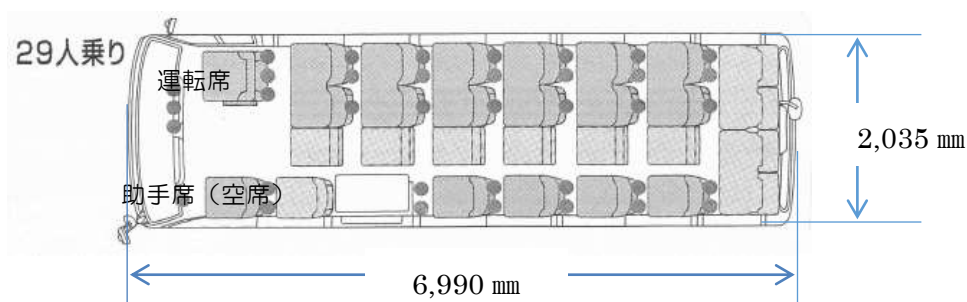
(4) スクールバスの必要台数、時刻表について

バス停留所の利用意向調査に基づき、バスの必要台数を検討し、安全かつ効率的に運行できるようなルートを検討します。

さらに登下校時刻に合わせて、時刻表を作成します。

(検討期間) 令和5年10月～12月 → (終了期限) 令和5年12月まで

※ 座席表 運転席、助手席には座らないため、実質的には、27人乗り

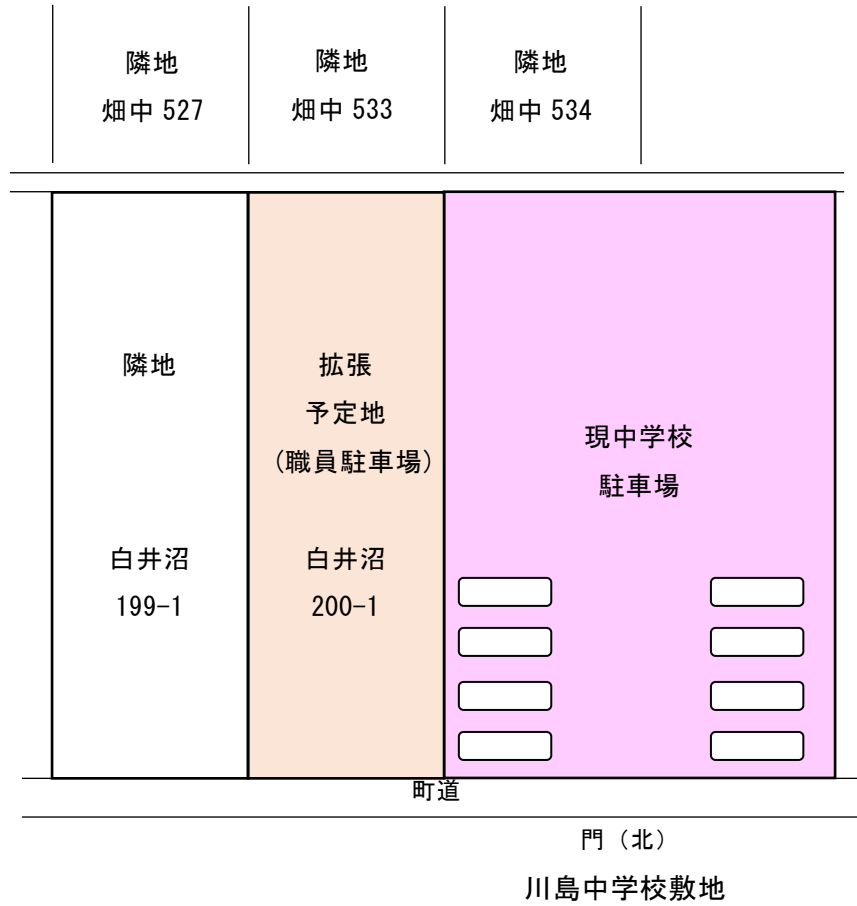


(5) スクールバス発着場所の検討について

学校のバス発着場を検討します。

(検討期間) 令和6年1月～3月 → (終了期限) 令和6年3月まで

・発着場所（案）



: スクールバス

(6) スクールバス試験運行について

(1) ~ (5) の検討結果に基づき、実際に、バスを試験的に運行します。

(実施期間) 令和6年5月~12月 → (終了期限) 令和6年12月まで

部 会 検討班	廃校利用班 ※この検討班は組織しません。
所掌事務 検討事項	令和7年3月31日を以て廃止となるつばさ南小とつばさ北小の廃校跡地については、教育委員会は、閉鎖することを基本に考えます。 よって、 <u>当協議会では、その廃校跡地の利用方法については、検討事項として上げないこととします。</u>
担当者	—
<p>(背景・理由)</p> <p>平成30年3月31日を以て廃止された旧出丸小学校・旧小見野小学校については、地域から、廃校施設の開放を望む強い声があり、かつ公民館の耐震性能に問題があることなどを理由に、廃校施設に公民館を移設した方が良いという意見を踏まえ、条例に基づき、地域住民を中心に多目的に利用できる施設として開放した経緯があります。</p> <p>一方、つばさ南小学校が存する三保谷地区については、当該公民館の耐震性能に問題がないこと、また、つばさ北小学校が存する八ツ保地区については、当該公民館の耐震性能に問題があるものの、役場庁舎・コミュニティセンターに近いことから、この両地区は、出丸及び小見野地区と異なり、廃校施設が利用できなくとも、公共施設の利用に支障はないと考えています。</p> <p>廃校施設の利用に関しては、災害時の避難所としての指定や、都市計画法上の規制等が制約となりますが、町が令和3年3月に策定した「川島町公共施設個別施設計画」では、つばさ南小学校・つばさ北小学校について、廃校となる2025年(令和7年予定)以降、2039年(令和21年)までの間に、この2施設の跡地利用の方法に関し、除却・売却・譲渡まで含めて検討し、2040年(令和22年)から検討結果に応じ、除却・売却・譲渡・跡地利用を行うとされています。</p> <p>このように、つばさ南小学校・つばさ北小学校については、廃校後も継続して地域開放する必要性は相対的に低いと考えられることから、廃校後の施設に関し、教育委員会では、閉鎖を基本に考えています。また将来的には、「川島町公共施設個別施設計画」に基づき、法律の規制等を緩和しながら、除却・売却・譲渡まで含めた跡地利用の検討が進められるであろうことから、当協議会においては、廃校跡地の利用方法を検討事項として上げないこととします。</p> <p>(留意点)</p> <p>ただし、つぎの3点について留意する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学童保育クラブ(つばさ南学童・つばさ北学童の合同)の利用について ・学校開放による施設利用団体(スポーツ団体等)の利用について ・災害時の避難所としての開放について 	

部 会 検討班	(総務・教育部会) 学校経営班				
所掌事務 検討事項	新統合小学校にかかる以下の事項 (1) 校訓・学校教育目標 (2) 学校経営方針 (3) 校務分掌 (4) 勤務時間割振				
担当者	各校校長 (つばさ南小、つば北小) 指導・助言：学校統合指導幹 ※ 上覧の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。 ※ 必要性に応じ、学校統合指導幹が、説明、指示します。				
<p>1. 目的</p> <p>つばさ南小とつばさ北小が統合し、令和7年度に、新しい統合小学校が開校になりますと、新しい学校としての学校教育目標、学校経営方針、校務分掌、勤務時間の割り振りなどが必要となります。</p> <p>そこで、これらのことについて統合対象校同士で検討してください。</p> <p>2. 学校教育目標作成に当たっての留意点</p> <p>1) 「小中一貫教育の目標」の趣旨を活かす 9年間を見通した小中一貫教育の目標（2小中一貫教育校共通）との整合性を図る。</p> <p>2) 学校統合・小中一貫教育の主旨を活かす ・少人数学級の課題の解決 ・学力の向上及び社会性の向上 ・主体的な学び など</p> <p>3) 「小中一貫教育の目標」における「目指す児童・生徒像」、「目指す教師像」も活かす</p> <p>4) 統合前の学校教育目標も参考とする</p> <table border="1" data-bbox="303 1608 1444 1948"> <thead> <tr> <th data-bbox="303 1608 853 1657">【つばさ南小】</th> <th data-bbox="853 1608 1444 1657">【つばさ北小】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="303 1657 853 1948"> ■学校像 「一人一人が生き生き輝くつばさ南小」 ◆教育目標 ○やさしく (徳) ○かしこく (知) ○げんきよく (体) </td> <td data-bbox="853 1657 1444 1948"> ■学校像 「元気いっぱい、生き生きと活動する学校」 ◆教育目標 ○なかよく ○かしこく ○たくましく </td> </tr> </tbody> </table> <p>5) 校長の教育理念・心情及び育てたい児童像に基づく</p>		【つばさ南小】	【つばさ北小】	■学校像 「一人一人が生き生き輝くつばさ南小」 ◆教育目標 ○やさしく (徳) ○かしこく (知) ○げんきよく (体)	■学校像 「元気いっぱい、生き生きと活動する学校」 ◆教育目標 ○なかよく ○かしこく ○たくましく
【つばさ南小】	【つばさ北小】				
■学校像 「一人一人が生き生き輝くつばさ南小」 ◆教育目標 ○やさしく (徳) ○かしこく (知) ○げんきよく (体)	■学校像 「元気いっぱい、生き生きと活動する学校」 ◆教育目標 ○なかよく ○かしこく ○たくましく				

3. 具体的な協議及び立案期間と最終仕上げ日途

つぎに掲げる期間で立案し、立案結果を、教育総務課に提出してください。

(1) 校訓・教育目標の原案の立案

(立案期間) 令和6年1月～6月 → (終了期限) 令和6年6月末

(2) 学校経営方針の原案の立案

(立案期間) 令和5年5月～12月 → (終了期限) 令和5年12月末

(3) 校務分掌編成の立案

(立案期間) 令和5年5月～12月 → (終了期限) 令和5年12月末

(4) 勤務時間の割り振り(勤務時間の開始・終了・休憩時間)

(立案期間) 令和6年1月～3月 → (終了期限) 令和6年3月末

4. 提出

- 提出物 上記3.(1)～(4)の立案結果
※ データ及び紙ベース1枚
- 提出期限 上記3.(1)～(4)それぞれの終了期限まで
- 提出先 教育総務課 学校統合推進室

5. その他

統合協議会では時間の確保が難しいため、校長会の閉会后などを活用し、進捗状況の報告及びご意見・要望等をお伺いする程度しかできないかもしれません。ご多忙の中申し訳ありませんが、校長同士で声を掛け合って話し合いの機会を設けていただきますようお願いいたします。

もし、何かありましたら、学校統合推進室までご連絡ください。

部 会 検討班	(総務・教育部会) 事務班
所掌事務 検討事項	<p>新統合小学校にかかる以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 学校事務 (2) 備品関係 (3) 文書収受簿・保管 (4) 予算執行 (5) 会計 (6) 給食会計 (7) 旅費 (8) 職員慶弔規定 (9) 諸帳簿 (学校備付表簿、学校沿革史、指導要領)
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ・ 各校教頭 (つばさ南小、つばさ北小) ・ 各校主幹教諭あるいは教務主任 (つばさ南小、つばさ北小) ・ 各校事務職 (つばさ南小、つばさ北小) ・ 指導・助言：教育総務課 学校教育グループ (必要に応じて、下記の者を交える。) ・ 各校各教科担当教諭 (つばさ南小、つばさ北小) <p>※ 上記の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p> <p>※ これらの作業の遂行に資するため、必要に応じて、教育総務課から「小中学校事務共同実施実務者会」を通じ、適宜、学校事務職員に説明、指示します。</p>
<p>(1) 学校事務 : 各校教頭、各校事務職</p> <p>1) 所掌事務に係る確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務引継書の作成 ・ 事務関係書類の整理 ・ 文書書類ファイル作成 (新統合小学校用) ・ その他 <p>2) 具体的な協議及び作業終了目途</p> <p>上記1) の各事項について、つぎに掲げる期間で協議し、整理、作成のうえ、作成した物を、教育総務課に提出してください。</p> <p>(協議期間) 令和6年5月～10月 → (終了期限) 令和6年10月末</p>	

(作業期間) 令和6年10月～令和7年2月

→ (終了期限) 令和7年2月末

3) 提出

- 提出物 (1) 1) の各事項について、整理、作成した物
※ データ及び紙ベース1枚
- 提出期限 令和7年3月末
- 提出先 教育総務課 学校統合推進室

4) その他

- ・事務関係は、教頭、事務職の協力を得ながら作業を進めてください。そのため、校長は自校の教頭、事務職にその旨を伝えていただくと有難いです。

(2) 備品関係 : 各校教頭、各校事務職及び教科等主任

1) 備品台帳の整理

各校に保管されている備品の廃棄処分、あるいは継続使用(川島中へ移動)する備品の整理に併せて、現備品台帳の整理を進めてください。

また、継続使用(川島中へ移動)する備品の確定に伴い、新統合小学校の備品台帳を作成してください。

・各校の備品台帳の整理

1回目(作業期間) 令和5年7～9月

2回目(作業期間) 令和6年7～9月

- ・新統合小学校の備品台帳〔継続使用(川島中へ移動)備品台帳〕の作成
(作業期間) 令和6年10月～令和7年1月

2) 提出

- 提出物
 - ① 新統合小学校として使用する備品台帳
 - ② 廃棄備品台帳※ データ及び紙ベース1枚
- 提出期限
 - ① について 令和7年2月末
 - ② について 令和6年9月末
- 提出先 教育総務課 学校統合推進室

3) その他

- ・備品関係は、全教職員の協力が必要となります。そのため、校長は自校の教

職員にその旨を伝えていただくと有難いです。

- ・廃棄備品の確認は、各校で進めて差し支えありませんが、継続使用（川島中へ移動）する備品の確認及び台帳の作成等は、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ、作業を進めてください。

教科主任等で検討 → **教頭**確認 → **事務職** 台帳整理、作成

(3) 文書関係 : 各校教頭、各校事務職

1) 保管期限切れ文書の抽出、廃棄、文書収受簿の整理

- ・保管期限切れの文書が残っている場合、逐次、廃棄してください。
- ・保管期限切れとなる文書(※)について抽出し、整理したうえ廃棄してください。保存年限1年、3年、5年、10年保管文書等
- ・保管期間が経過しているにも関わらず収受簿に記載のある文書は、収受簿から削除してください。

令和5年度末で保管期限切れとなる文書

(抽出・整理期間) 令和5年5月から夏季休業中にかけて抽出、整理
→ (廃棄時期) 令和6年3月末

令和6年度末で保管期限切れとなる文書

(抽出・整理期間) 令和6年5月から夏季休業中にかけて抽出、整理
→ (廃棄時期) 令和7年3月末

2) 新統合小学校・教育委員会へ送る文書の抽出、整理、移動

令和6年度末でもっても保管期限切れにならない文書から、新統合小学校、ならびに教育委員会に送る文書を抽出し、保存期限ごとに整理してください。

(抽出、整理期間)

1回目 令和5年5月から夏季休業中にかけて抽出、整理

※ ここでは、運搬費用を、令和6年度予算に要求するため、整理結果(リスト)が必要となります。

2回目 令和6年5月から夏季休業中にかけて整理

※ ここでは、運送業者に運搬作業を委託するため、計画書が必要となります。

→ (運搬準備期間) 令和6年10月～令和7年1月

→ (運搬作業期間) 令和7年3月末

※ 作業では、まず、文書を新統合小学校に送る物と、教育委員会へ送る物に分け、かつ保存期限ごとにさらに仕分けし、箱詰めなどを行い、所定の場所へ運搬することとします。

3) 新統合小学校用の文書収受簿の作成

- ・ 1) 2) の作業を経て、新統合小学校用の文書收受簿を作成してください。
(作業期間) 令和6年10～12月
→ (終了期限) 令和6年12月末

4) 提出

○提出物

- ① 新統合小学校（川島中学校内）へ移動する文書のリスト
- ② 教育委員会へ移動する文書のリスト
- ③ 新統合小学校用の文書收受簿
※データ（USB）及び紙ベース1枚

○提出期限

- ① について 1回目 令和5年9月末
2回目 令和6年9月末
- ② について 1回目 令和5年9月末
2回目 令和6年9月末
- ③ について 令和6年12月末

○提出先 教育総務課 学校統合推進室

5) その他

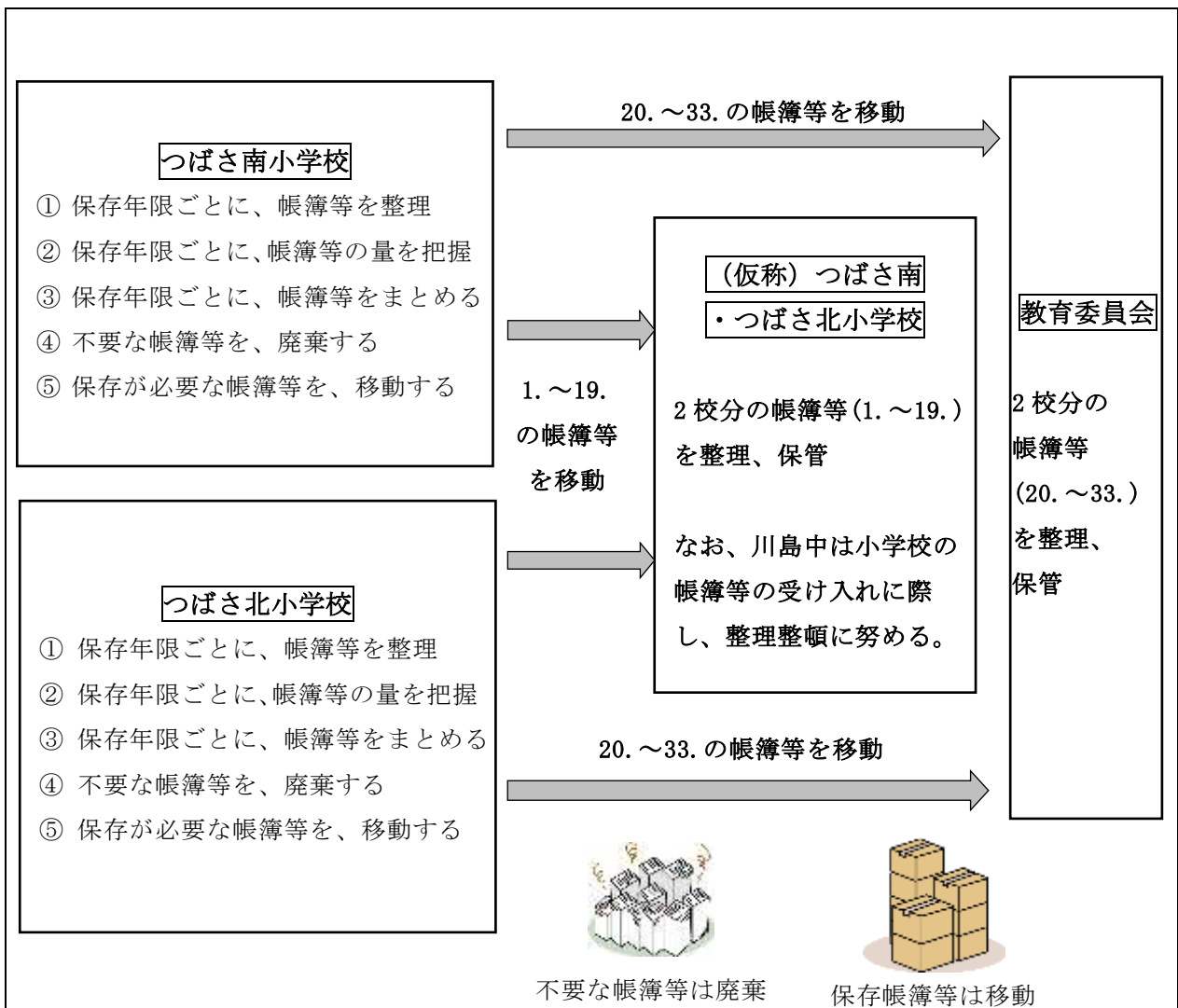
- ・ 廃棄文書の抽出、整理、廃棄処分等は各校で進めて差し支えありませんが、新統合小学校用の文書收受簿の作成は、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ、作業を進めてください。

学校で備えなければならない帳簿・書類
(学校教育法施行規則第 28 条)

1. 学校に係のある法令【5 年保存】
2. 学則【5 年保存】
3. 日課表【5 年保存】
4. 教科用図書配当表【5 年保存】
5. 学校医執務記録簿【5 年保存】
6. 学校歯科医執務記録簿【5 年保存】
7. 学校薬剤師執務記録簿【5 年保存】
8. 学校日誌【5 年保存】
9. 職員名簿【5 年保存】
10. 履歴書【5 年保存】
11. 出勤簿【5 年保存】
12. 担任学級、担任の教科又は科目及び時間表【5 年保存】
13. 指導要録、その写し及び抄本【5 年保存】
(卒業時学籍に関する記録以外)
14. 出席簿【5 年保存】
15. 入学者の選抜及び成績考査に関する帳簿【5 年保存】
16. 資産原簿【5 年保存】
17. 出納簿及び経費の予算決算についての帳簿【5 年保存】
18. 図書機械器具、標本、模型等の教具目録【5 年保存】
19. 往復文書処理簿【5 年保存】

うち学校が廃止された場合
教育委員会で保存するもの
(学校教育法施行令第 31 条)
(学校教育法施行規則第 28 条)

20. 学校沿革誌【永久保存】
21. 卒業(修了)証書授与台帳【永久保存】
22. 旧職員の名簿および履歴書綴【永久保存】
23. 学校要覧【5 年保存】
24. 公文書綴【別に定める期間】
25. 統計表綴(学校教員統計調査規則、学校基本調査、学校保健統計調査の基礎となった資料等)【5 年保存】
26. 教育課程に関する綴【5 年保存】
27. 職員の任免その他の進退に関する文書綴【5 年保存】
28. 職員調査表【5 年保存】
29. 職員旅行命令簿【3 年保存】
30. 願書、届書綴【3 年保存】
31. 職員会議録【3 年保存】
32. 指導要録、その写し及び抄本(卒業時学籍に関する記録)【20 年保存】
33. 健康診断に関する帳簿【5 年保存】



(4) 予算執行 : 各校教頭、各校事務職

1) 令和7年度新統合小学校の学校配当予算の執行計画立案

・新統合小学校の学校配当予算の要求

※ 教材及び管理備品、消耗品、図書備品、その他

※ 修繕については、教育総務課において検討します。

(立案期間) 令和6年6~10月

→ (終了期限) 令和6年10月20日

2) 提出

○提出物

① 鏡文 令和7年度学校配当予算要望書の提出について

(2校学校長連名)

② 令和7年度学校配当予算要望書

③ 学校予算要望明細書

④ 備品購入希望一覧表

⑤ ④にかかるカタログ・パンフレットのコピー

⑥ ④にかかる見積書

⑦ 謝金計画書

※データ及び紙ベース1枚

○提出期限

①～⑦について 令和6年10月20日

○提出先 教育総務課 学校教育グループ

3) その他

- ・新統合小学校の学校配当予算の要求は、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ、作業を進めてください。

(5) 会計 : 各校教頭、各校事務職

1) 統合に係る会計事務の内容

- ・新統合小学校で取り扱う会計の種類共通理解

(調整期間) 令和6年5月～6月

- ・公的及び準公的会計の整理と新統合小学校への申し送り

(整理期間) 令和6年7月～令和7年2月

→ (申し送り) 令和7年4月

※特別会計、補助金、その他通帳の預金

- ・統合前の私的会計の最終整理

→ (整理時期) 令和7年3月末

※教職員会計 (例 修養会等)

2) 提出

整理結果などについて、教育委員会への提出は求めません。

各校で責任をもって、整理し、必要に応じて新統合小学校へ申し送りしてください。

3) その他

会計事務に係る事項は、校長、教頭、事務職で確認してください。新統合小学校への整理した会計の申し送りについては、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ、作業を進めてください。

(6) 給食会計 : 各校教頭、各校事務職

1) 給食費の集金及び口座振込みに係る事務

- ・給食費の口座振り込みの保護者への依頼の発送及び申込書の取りまとめ

在 校 生：(作業期間) 令和 6 年 5 月～9 月
→ (終了期限) 令和 6 年 1 0 月
新 1 年 生：(作業期間) 令和 7 年 2 月
→ (終了期限) 令和 7 年 2 月 末

2) その他

特に新 1 年生への通知発送、申込書の取りまとめについては、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず 2 校で連携を取って調整のうえ、作業を進めてください。

(7) 旅費：各校教頭、各校事務職

1) 旅費の管理について

- ・令和 5 年度及び 6 年度は、各校で旅費を管理します。
- ・統合後の旅費の請求は、令和 6 年度中に積算して「令和 7 年度分の旅費」を県教委に請求（書類提出）していく
(作業期間) 令和 6 年 5 月～9 月 → (終了期限) 令和 7 年度末

2) その他

特に「令和 7 年度分の旅費」の県教委への請求については、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず 2 校で連携を取って調整のうえ、作業を進めてください。

(8) 職員慶弔規定：各校教頭

1) 職員慶弔規定の検討と作成

- ・2 校の慶弔規定を基にして、統合校の「職員慶弔規定」を作成する。
(作業期間) 令和 5 年 9 月～1 2 月 → (終了期限) 令和 5 年 1 2 月 末

2) その他

この事務は、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず 2 校で連携を取って調整のうえ、作業を進めてください。

(9) 諸表簿：各校教頭 指導者：各校校長

1) 新統合小学校として備える学校備付表簿の確認

- ・学校沿革史
- ・旧職員名簿
- ・卒業証書授与台帳
- ・学校医・学校薬剤師執務記録
- ・指導要録(学籍 2 0 年 指導 1 0 年)
- ・児童転出・転入簿
- ・歴代の校長・P T A 会長・後援会会長の掲額写真 その他

2) 新統合小学校として永久保存する表簿等の管理・保管

- ・ 新統合小学校での保管・管理場所（川島中学校の校長室耐火書庫への収納状況 スペース）の検討
- ・ 予算措置が必要な保管庫の検討
- ・ 掲額用写真の整理・保管の検討

3) 準備期間

（検討期間）令和6年1月～12月末

→（作業期間）令和7年3月末移動・整理

4) その他

この事務は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ、作業を進めてください。

部 会 検討班	(総務・教育部会) 広報班
所掌事務 検討事項	新統合小学校にかかる以下の事項 (1) 統合する迄の情報発信 (学校だより・学校要覧、ホームページ) (2) 統合以降 (新統合小学校) の情報発信 (学校だより・学校要覧、ホームページ)
担 当 者	・各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ※ 上記の検討事項のうち特に (2) については、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。
<p>(1) 統合までの情報発信</p> <p>1) 目的 学校統合へのPTA・後援会、地域住民の理解、協力を求めるには、統合にかかる進捗状況を積極的に周知していく必要があります。そこで、令和5、6年度中においては、統合にかかる進捗状況等の情報発信を行っていくこととします。</p> <p>2) 留意点 情報発信の内容は、2校間で連絡・調整を行いながら検討してください。</p> <p>3) 方法 学校だより及びPTA・後援会総会、授業参観・懇談会等、あらゆる機会を活用してください。</p> <p>(2) 統合以降 (新統合小学校) に係る情報発信</p> <p>1) 目的 令和7年度の統合以降の小学校 (新統合小学校) に係る情報発信についても、統合前から準備を進めておく必要があります。そこで、2校間で連絡・調整を行いながら検討してください。</p> <p>2) 検討内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の統合以降の学校だより (令和7年4月号) の内容検討及び作成 ・新統合小学校の学校要覧 (令和7年5月末教委提出) の原案の検討及び作成 ・新統合小学校のホームページの内容検討及び開設準備 	

3) 新統合小学校に係る情報発信の準備期間

(検討、作業期間) 令和6年9月～令和7年2月

→ (終了期限) 令和7年2月中旬

(3) その他

特に新統合小学校に係る情報発信については、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ進めてください。

部 会 検討班	(総務・教育部会) 体育着班
所掌事務 検討事項	新統合小学校にかかる以下の事項 (1) 体育着、上履き、給食着等の扱い (2) 入学準備品 (学用品等を入れる袋 等)
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校主幹教諭あるいは教務主任 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校PTA副会長 (つばさ南小、つばさ北小) ・指導・助言：学校統合指導幹 <p>※ 上記の検討事項のうち特に (2) については、内容を統一できるよう、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p>
<p>(1) 統合小学校の体育着、上履き、給食着、帽子等の扱い</p> <p>現在のつばさ南小学校とつばさ北小学校の体育着、上履き、給食着、帽子等は、三保谷、出丸、八ッ保、小見野の4校を2校に統廃合した際に、将来の再統合を見据えて、規格等を統一してあります。</p> <p>このような経緯から、今回のつばさ南小学校とつばさ北小学校が統合した後の、<u>新しい統合小学校としての、体育着、上履き、給食着、帽子等は、現在の物と規格等を同様とすることについて協議することとします。</u></p> <p>(協議期間) 令和5年5月～令和5年8月 → (終了期限) 令和5年8月末</p> <p>(2) 入学説明会における入学準備品の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学説明会では、説明会資料を統一できるよう準備する ※ 給食着、学用品を入れる袋、ノートや鉛筆などの学用品の持ち物 統合に向けて早期の対応が必要 (準備期間) 令和6年5月～8月末まで → (終了期限) 令和6年8月末 <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年2月の説明会では、2校同一資料を作成したいと思います。そのための協議・連絡調整・共通資料の作成に臨みたいと思います。 ・<u>特に、令和7年度の新統合小学校の入学説明会に係る作業は、統合対象校いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ進めてください。</u> 	

部 会 検討班	(総務・教育部会) 学事庶務班 (連携交流)
所掌事務 検討事項	<p>新統合小学校にかかる以下の事項</p> <p>(1) 小・小連携交流</p> <p>(2) 小・中連携交流</p> <p>(3) 幼・保・小連携交流</p> <p>(4) 小・学童クラブ連携交流</p>
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校教頭 (伊草小、つばさ南小、つばさ北小) ・各校主幹教諭あるいは教務主任 (伊草小、つばさ南小、つばさ北小) ・指導・助言：各校校長 (伊草小、つばさ南小、つばさ北小) <p style="text-align: center;">学校統合指導幹</p> <p>(必要に応じて、下記の者を交える。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園長 (けやき保育園) ・幼稚園長 (とねがわ幼稚園) ・学童保育クラブ代表 (つばさ南、つばさ北) <p>※ 上記の検討事項については、いずれかの学校が幹事校となり、必ず連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p> <p>※ ただし、上記の検討事項 (2) については、小中一貫教育推進協議会・専門部会において検討することとします。</p>
<p>(1) 統合前 (令和6年度) における小・小連携交流事業の企画・実施</p> <p>1) 目的</p> <p>令和7年度からの新統合小学校の運営の円滑化に資するよう、前年度 (令和6年度) から統合対象校間 (ここでは伊草小学校も含むこととします。) の連携・交流を密に図る観点から、児童同士の交流を行いたいと考えます。</p> <p>この交流事業は、一体型・小中一貫教育校に後から仲間入りすることとなる伊草小学校卒業生へ特に配慮したい考えから、伊草小学校、つばさ南小、つばさ北小の3校で実施するものとします。</p> <p>ここにおいて検討された事業は、令和7年度以降の伊草小学校と新統合小学校との連携・交流に継続実施されるものとします。</p> <p>2) 事業の企画及び計画提出</p> <p>令和6年度に行う交流事業を企画して、計画表を提出してください。</p> <p>(検討期間) 令和5年5月～9月 → (終了期限) 令和5年9月まで</p> <p>3) 提 出</p> <p>○提出物 事業計画書 ※データ及び紙ベース1枚</p>	

- 提出期限 令和5年9月末
○提出先 教育総務課 学校統合推進室

4) その他

この作業は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず3校で連携を取って調整のうえ進めてください。

(2) 令和7年度以降における小（新統合小）・中による連携交流事業の検討・実施

1) 目的

統合小学校と川島中学校の連携・交流は、一体型による小中一貫教育の根幹を成す非常に重要な事業です。

そこで、つばさ南小・つばさ北小・川島中で、令和7年度以降に行う小中連携・交流事業を検討してください。

2) 検討作業

ただし、この検討作業は、小学校統合協議会ではなく、小中一貫教育推進協議会・専門部会において、実施することとします。

※小中連携交流事業の具体例としては、次のような事業が考えられます。

- ・乗入れ授業
- ・中学生による母校訪問
- ・中学校1日体験入学（部活動も含む）
- ・小・中連絡会
- ・中学校音楽祭の小学生の見学
- ・小学生における秋の祭りの相互訪問
- ・合同授業参観の実施（保護者による）
- ・比企地区音楽会への合同参加
- ・中学生によるボランティア活動の依頼（補充学習、夏の水泳指導、クラブ活動、持久走大会練習の補助）
- ・その他

(3) 令和7年度以降における幼・保・小（新統合小）による連携の企画・実施

1) 目的

現在、つばさ南小及びつばさ北小では、それぞれ保育園（けやき）及び幼稚園（とねがわ）と、幼・保・小での連携を行っていると思いますが、令和7年度以降は、新しい統合小学校として、幼・保・小（新統合小）での連携に再編成する必要があると考えます。

2) 事業の検討と検討結果の提出

令和7年度以降、新しい統合小学校と保育園（けやき）及び幼稚園（とねがわ）で行う幼・保・小（新統合小）連携について、企画、検討し結果を提出してください。

（検討期間）令和5年5月～令和6年9月

→（終了期限）令和6年9月末まで

3) 提出

○提出物 検討結果 ※データ及び紙ベース1枚

○提出期限 令和6年9月末

○提出先 教育総務課 学校教育グループ

4) その他

この作業は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ進めてください。

(4) 令和7年度以降における新統合小学校と学童クラブによる連携の企画・実施

1) 目的

現在の小学校と学童クラブの連携は、つばさ南小はつばさ南学童クラブと、つばさ北小はつばさ北学童クラブと、それぞれ行っていると思いますが、令和7年度以降は、新しい統合小学校と、つばさ南学童クラブ及びつばさ北学童クラブとの連携に再編成する必要があると考えます。

2) 事業の検討と検討結果の提出

令和7年度以降、新しい統合小学校とつばさ南学童クラブ及びつばさ北学童クラブで行う連携について、企画、検討し結果を提出してください。

（検討期間）令和5年5月～令和6年9月

→（終了期限）令和6年9月末まで

3) 提出

○提出物 検討結果 ※データ及び紙ベース1枚

○提出期限 令和6年9月末

○提出先 教育総務課 学校教育グループ

4) その他

この作業は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取って調整のうえ進めてください。

部 会 検討班	(総務・教育部会) 学事庶務班 (備品設備)
所掌事務 検討事項	新統合小学校にかかる以下の事項 (1) 備品の確認、整理、移動 (2) 学校図書の確認・整理、運搬計画の作成、運搬 (3) 教室配置の検討、確認 (4) 職員更衣室の検討、確認 (5) 職員室の検討、確認 (6) 職員駐車場配置の検討、確認
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校教頭 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校主幹教諭あるいは教務主任 (つばさ南小、つばさ北小) ・指導・助言：教育総務課 学校教育グループ (必要に応じて、下記の者を交える。) ・各校事務職 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校教科担当教員 (つばさ南小、つばさ北小) <p>※ 上記の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p> <p>※ これらの作業の遂行に資するため、必要に応じて、教育総務課から「小中学校事務共同実施実務者会」を通じ、適宜、学校事務職員に説明、指示します。</p>

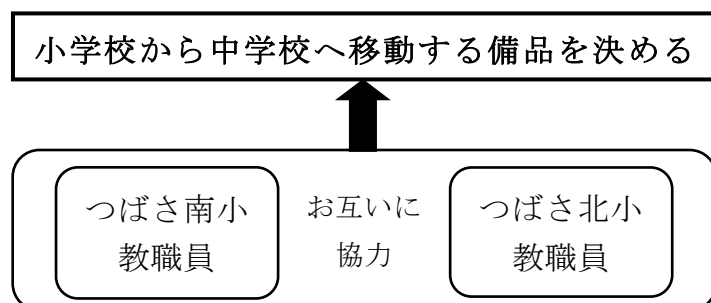
(1) 備品の確認、整理、移動

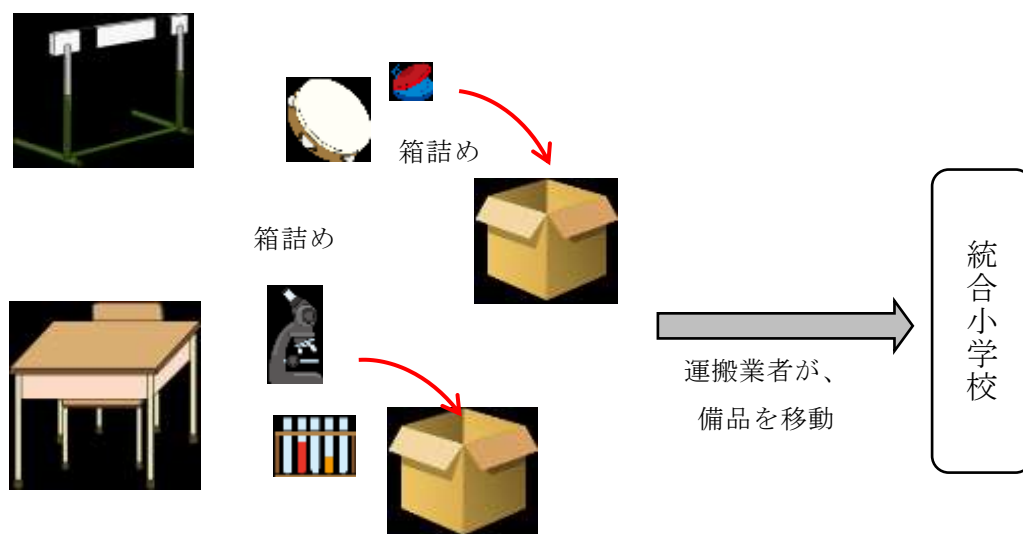
つばさ南小とつばさ北小の統合によって、令和7年度に開校する予定の新しい統合小学校は、川島中学校内に設置することから、新しい統合小学校で継続使用する備品を、つばさ南小及びつばさ北小から川島中学校へ移動する必要があります。

そこで、統合対象校同士で、現在使用している備品のうち何をどれだけ川島中学校へ移動する必要があるのかなど協議、検討のうえ決定してください。

具体的な作業手順は、つぎの1)～6)のとおりです。

また、不要な備品の廃棄にも努めてください。





1) 廃棄する「備品」と 継続使用（川島中へ移動）する「教材」の仕分け

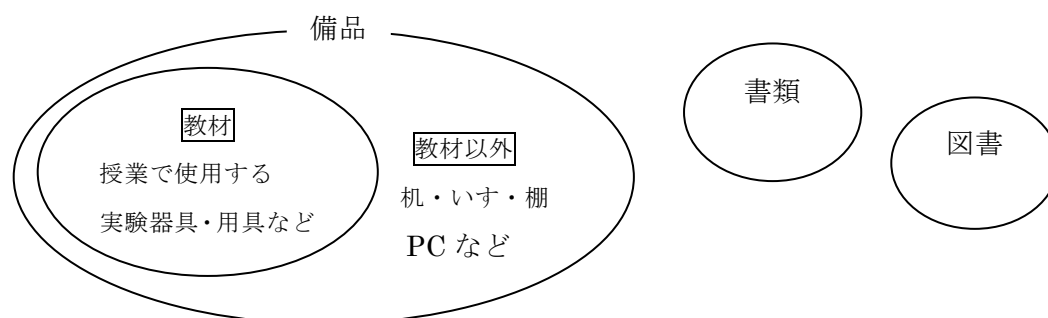
① 令和6年度末までに廃棄する「備品」の確認、廃棄処分

廃校となる令和7年3月31日までの間に、故障などから不要となり廃棄する備品、あるいは廃棄見込みの備品について、各校で確認してください。夏休みを中心に実施してください。

1回目（作業期間）令和5年夏季休業中等
→（作業期限）令和5年8月末

2回目（作業期間）令和6年夏季休業中等
→（作業期限）令和5年8月末

※ ここで言う備品は、教材だけでなく、事務机や椅子など管理備品まで、全て含むものとします。また、書類、図書は、備品とは別物として取り扱います。



※ 現に故障などにより廃棄する備品は、令和7年3月31日を待たず都度廃棄することとします。

※ 備品の廃棄は、環境センターへの持込処分を基本としますが、受け入れ拒否など困難な場合は、別途、処理費用を予算措置することとします。

② 令和7年度統合以降において継続使用（川島中へ移動）する「教材」の状況確認、検討

つばさ南小とつばさ北小の各教科主任でチームを組み、両校の教材の状況（教材名、数量、寸法、現保管場所等）を確認することを通じ、各担当教科にかかる教材について、何をどれだけ川島中学校へ移動する必要があるのかなど、協議、検討してください。

なお、この場合、教材の移動、収納先である川島中学校現場（各部屋の収納スペース等）まで確認しておかなければならないのは言うまでもありません。

1回目（作業期間）令和5年夏季休業中等
→（作業期限）令和5年8月末

2回目（作業期間）令和6年夏季休業中等
→（作業期限）令和5年8月末

※ 理科、図工、音楽、体育、家庭科の教材については、令和4年8月4日に川島中学校で開催した、小中一貫教育推進協議会・専門部会（第2回）で、小・中学校の各教科主任による現場確認が行われ、継続使用（川島中へ移動）する物が既に選別されております。

※ 教材の状況確認、移動備品の検討は、1回目で全て完了させることとし、2回目は再確認程度で済むよう作業を進めてください。

2) 継続使用（川島中へ移動）する「教材」の調整及び運搬計画書の作成、提出

1) ②による協議、検討結果に基づき、川島中学校へ移動する教材について、両校間で調整のうえ、各校ごとに運搬計画書（以下「計画書」という。）を作成してください。計画書は教育総務課より各校に配布します。

1回目（作業期間）令和5年9月～10月末
→（作業期限、計画書提出）令和5年10月末
※ ここでは、運搬費用を、令和6年度予算に要求するため、計画書が必要となります。

2回目（作業期間）令和6年9月～10月末
→（作業期限、計画書提出）令和6年10月末
※ ここでは、運送業者に運搬作業を委託するため、計画書が必要となります。

※ 計画書の作成は、1回目で全て完了させることとし、2回目は再確認程度で済むように作業を進めてください。

3) 継続使用（川島中へ移動）する「教材以外の物全て」の調整及び運搬計画書の作成

教材以外の備品については、教育総務課において、学校の協力を得ながら状況（品名、数量、寸法、現保管場所等）を確認し、各校の運搬計画書（以下「計画書」という。）を作成することとします。

※ 教材以外の物としては、つぎのような物を想定しています。

児童用の机・椅子
事務用の机・椅子
パソコン
棚 など

4) 継続使用（川島中へ移動）する「備品（教材＋教材以外の物全て）」の確認、運搬準備作業

各校から提出された計画書と、教育総務課で作成した計画書に基づき、教育総務課は、運送業者と契約を締結します。その後、運送業者による移動準備に関する説明を経たのち、各校で運搬準備作業に進みます。

（作業期間）令和6年10月～令和7年1月
→（作業期限）令和7年1月末

※ 準備作業の例

- ・計画書と現品の一致を確認
- ・現品にラベル貼付
- ・箱詰め（小さい物）など

5) 継続使用（川島中へ移動）する「備品（教材＋教材以外の物全て）」の運搬作業

授業や学校の運営に配慮しながら、運送業者が、順次、つばさ南小及びつばさ北小から川島中への備品の運搬作業を進めます。基本的には、3学期の休業式以降の期間が作業の中心となります。

（作業期間）令和7年2月～3月
→（作業期限）令和7年3月末

6) 備品台帳の整理、新統合小学校の備品台帳〔継続使用（川島中へ移動）備品台帳〕の作成

備品の廃棄処分、あるいは継続使用（川島中へ移動）する備品の整理に伴

い、現備品台帳の整理も進めてください。また、継続使用(川島中へ移動)する備品の確定に伴い、新統合小学校の備品台帳を作成してください。

→ (総務・教育部会) **事務班**の検討事項を参照してください。

(2) 学校図書の確認・整理、運搬計画の作成、運搬

新統合小学校の学校図書館は、新たに増築する予定の小学校低学年棟の内に設けることとします。このため整備する蔵書の冊数、書架の検討に始まり、蔵書の選別、選別した蔵書の運搬計画の作成などが必要となります。

1) 検討作業

① 整備する蔵書数の検討

令和7年度における新統合小学校の普通学級の学級数は、10学級を想定しています。学校図書館の図書整備基準によれば、10学級の場合7,000冊が基準となりますが、年度を追うごとに学級数の減少に伴い、図書整備基準も逡減していきます。そこで、始めにどの程度の蔵書数を整備するかについて検討します。

	全児童数(人)	全学級数	図書整備基準
令和7年度	222	10	7,000冊
令和8年度	213	9	6,520冊
令和9年度	196	8	6,040冊
令和10年度	182	7	5,560冊

(検討期間) 令和5年5月～6月

→ (検討期限) 令和5年6月末まで

② 運搬する蔵書の選別、リスト化

検討した蔵書数内において、新統合小学校としてどのような蔵書を整備するか、その内容を検討し、既存蔵書の中から選別していきます。その選別結果に基づいて、各校においてリストを作成します。

1回目(選別、リスト化期間) 令和5年5月～10月

→ (作業期限) 令和5年10月末まで

※ 令和6年度予算要求のため、リスト(書名、冊数等)作成し、報告してください。

2回目(選別、リスト化期間) 令和6年5月～10月

→ (作業期間) 令和6年10月末まで

※ 1回目の選別結果（リスト）を基に、さらに内容を精査して、報告してください。

※ 2回目の選別結果（リスト）に基づき、運搬計画を作成し、蔵書を運搬します。

③ 低学年棟内に整備する書架の検討

（検討期間）令和5年9月～12月

→（検討期限）令和5年12月末まで

2) 運搬計画の作成

蔵書の選別結果（リスト）に基づき、運搬計画を作成してください。

※ 蔵書を段ボール箱に詰めた場合に、何箱分となるか調査

1回目（計画作成期間） 令和5年5月～10月

→（作業期限） 令和5年10月末まで

2回目（計画作成期間） 令和6年5月～10月

→（作業期限） 令和6年10月末まで

3) 運搬作業

（運搬準備作業） 令和7年10月～2月

※ 運搬する蔵書にシールなど貼付、その後、段ボール箱に箱詰め

（運搬作業） 令和7年2月～3月

※ 作業の効率化を図るためには、やむを得ませんが、図書の貸出停止も視野に入れる必要があります。

統合小学校（低学年棟内）の学校図書館に
どのような図書を備えるか検討、協議
（目安7,000冊）

つばさ南小
各教員

お互いに
協力

つばさ北小
各教員

1. 学校間で調整のうえ、各学校で既存図書の中から選別します。

2. 選別した図書は各学校で箱詰めます。運搬業者が統合小学校へ移動します。



(3) 教室配置の検討、確認

新統合小学校として使用する教室、特に、小学校低学年棟の教室配置について検討、確認する必要があります。

既存中学校校舎内において、新統合小学校として使用する普通教室、特別教室等については、中学校との共同利用が前提となるため、小中一貫教育推進協議会・専門部会を通じ、小・中学校教職員の共通認識を図っております。一方、小学校低学年棟の教室配置についても、概略図（案）を作成し、同じく専門部会で検討を進めておりますが、来年度（令和5年度）になってから、設計図（案）を作成し、さらに検討、確認を進めることとします。

（検討期間）令和5年9月～12月

→（検討期限）令和5年12月末まで

(4) 職員更衣室の検討、確認

新統合小学校の設置に伴い小学校の教職員が入ってくると、現在の更衣室では、ロッカーが足りないので、更衣室のロッカーの増設などを検討しなければなりません。来年度（令和5年度）になってから、設計図（案）を作成し、小中一貫教育推進協議会・専門部会において、さらに検討、確認を進めることとします。

（検討期間）令和5年9月～12月

→（検討期限）令和5年12月末まで

(5) 職員室の検討、確認

一体型・小中一貫教育校として、学校運営の効率化等を図る観点から、基本的には、現職員室に小・中学校の教職員を収容する方向で整備を行いますが、収容しきれない人員分の執務スペースとして、現会議室の一部を改造することとしています。来年度（令和5年度）になってから、設計図（案）を作成し、小中一貫教育推進協議会・専門部会において、さらに検討、確認を進めることとします。

（検討期間）令和5年9月～12月

→（検討期限）令和5年12月末まで

（6）職員駐車場配置の検討、確認

新統合小学校の設置に伴い小学校の教職員が入ってくると、現在、学校東側校地外にある職員駐車場ではスペースが足りないため、北側校地外の駐車場の西側隣地を買収し、駐車場を拡張整備することとしています。

来年度（令和5年度）以降、駐車場配置（案）を作成し、小中一貫教育推進協議会・専門部会において、さらに検討、確認を進めることとします。

（検討期間）令和6年5月～6月

→（検討期限）令和6年6月末まで

部 会 検討班	(総務・教育部会) 教育課程班 (行事予定等)
所掌事務 検討事項	<p>新統合小学校にかかる以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 年間行事予定表の作成 (2) 学校評価の作成 (3) テスト計画の作成 (4) 日課表の作成 (5) 週時程の作成
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校教頭 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校主幹教諭あるいは教務主任 (つばさ南小、つばさ北小) ・指導・助言：各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) (必要に応じて、下記の者を交える。) ・各校各教科担当教員 (つばさ南小、つばさ北小) <p style="text-align: center;">※ 上記の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p>
<p>(1) 年間行事予定表の作成</p> <p>新統合小学校の特色ある行事を計画し、諸行事等を織り込みながら作成してください。なお、運動会と地区体育祭の実施について検討してください。特に、公民館との関わりに留意してください。</p> <p>(検討期間) 令和5年8月～令和6年8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで</p> <p>(2) 学校評価の作成</p> <p>現行の評価基準及び評価項目を活かし、新統合小学校の学校評価を作成してください。</p> <p>(検討期間) 令和5年8月～令和6年8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで</p> <p>(3) テスト計画の作成</p> <p>新統合小学校のテスト計画を作成し、年間行事計画等への位置付けしてください。</p> <p>※ 全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査、川島町学力向上テスト、家庭学習 英語検定調査 補充学習 (夏季休業中・私塾との連携)</p> <p>(検討期間) 令和5年8月～令和6年8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで</p> <p>(4) 日課表の作成</p> <p>統合前の日課表を基盤とし、新統合小学校として特色ある日課表を作成して</p>	

ください。適宜、校長会の指導・助言を仰ぐこととしてください。

(検討期間) 令和5年8月～令和6年8月

→ (検討期限) 令和6年8月末まで

(5) 週時程の作成

統合前の週時程を基盤とし、新統合小学校として特色ある週時程を作成してください。適宜、校長会の指導・助言を仰ぐこととしてください。

(検討期間) 令和5年8月～令和6年8月

→ (検討期限) 令和6年8月末まで

部 会 検討班	(総務・教育部会) 教育課程班 (指導計画・全体計画)
所掌事務 検討事項	新統合小学校にかかる以下の事項 (1) 年間指導計画の作成 (2) 全体計画の作成
担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校主幹教諭あるいは教務主任 (つばさ南小、つばさ北小) ・指導・助言：学校統合指導幹 (必要に応じて、下記の者を交える。) ・各校教科担当教員 (つばさ南小、つばさ北小) <p style="text-align: center;">※ 上記の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で 連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p>
<p>(1) 年間指導計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科等の確認 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、道徳、特別活動(学級活動)、総合的な学習の時間、特別支援教育、生徒指導、給食指導、学校安全、保健・安全、学校図書、人権教育、その他 ・現行の年間指導計画を基盤に、令和7年度以降の新統合小学校で使用する年間指導計画を作成してください。 ・「学習指導要領」を参照し、必要に応じて加除修正を行います。 ・各校の教科主任の協力を得ながら、作成作業を進めてください。 (検討期間) 令和5年8月～令和6年8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで <p>(2) 全体計画の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の確認 体育、道徳、特別活動、生徒指導、学校保健、食育、人権教育、その他 ・現行の年間指導計画を基盤に、令和7年度以降の新統合小学校で使用する年間指導計画を作成してください。 ・各校の教科主任の協力を得ながら、作成作業を進めてください。 (検討期間) 令和5年8月～令和6年8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで 	

部 会 検討班	(総務・教育部会) 児童指導班
所掌事務 検討事項	① 児童組織の編成、生活のきまりの作成 ② 人権教育にかかる計画立案、いじめ防止にかかる規定作成 ③ 教育相談組織の検討
担 当 者	・各校校長（つばさ南小、つばさ北小） （必要に応じて、下記の者を交える。） ・児童指導主任（つばさ南小、つばさ北小） ・教育心理・教育相談主任（つばさ南小、つばさ北小） ※ 上記の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で 連携を取りながら調整のうえ進めてください。
<p>(1) 児童指導組織の編成・生活のきまりの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導委員会の組織図の作成 ・生活のきまりの検討及び作成 ・児童指導に係る緊急対応連絡体制の作成 ・児童指導全体計画及び年間指導計画、月生活目標の作成 ・その他 <p>（検討期間）令和5年8月～令和6年8月 →（検討期限）令和6年8月末まで</p> <p>(2) 人権・いじめ防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止」に係る校内規定の作成 ・人権教育の推進に係る年間計画の立案 ・いじめの早期発見・対応に向けての具体策の立案（アンケート等） ・児童虐待に向けた具体的な取り組みの立案 <p>（検討期間）令和5年8月～令和6年8月 →（検討期限）令和6年8月末まで</p> <p>(3) 教育相談組織・相談体制（相談室の経営・活動の検討）</p> <p>（検討期間）令和5年8月～令和6年8月 →（検討期限）令和6年8月末まで</p>	

部 会 検討班	(総務・教育部会) 児童活動班
所掌事務 検討事項	(1) 学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事 (2) 修学旅行の企画・準備
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ・ 各校教頭 (つばさ南小、つばさ北小) (必要に応じて、下記の者を交える。) ・ 特別活動主任 (つばさ南小、つばさ北小) <p style="text-align: center;">※ 上記の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p>
<p>(1) 特別活動組織編成及び活動計画の作成・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級活動計画の立案、委員会及びクラブ活動組織の立案 ・ 児童会組織づくり及び学校行事(児童会に係る行事)の立案 ・ 現行の組織及び活動内容を活かし、それぞれの学校の特色を入れながら立案を行ってください。 <p style="padding-left: 40px;">(検討期間) 令和5年8月～令和6年8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで</p> <p>(2) 修学旅行の企画・準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度の修学旅行は、統合校の合同実施に向け企画等を行ってください。 <p style="padding-left: 40px;">(検討期間) 令和5年5月～令和5年9月 → (検討期限) 令和5年9月末まで</p> <p style="text-align: right; padding-right: 40px;">→ 令和5年度中に企画</p>	

部 会 検討班	(総務・教育部会) 保健安全班 (学校安全)
所掌事務 検討事項	(1) 学校安全計画、防災計画、緊急対応
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校教頭 (つばさ南小、つばさ北小) (必要に応じて、下記の者を交える。) ・各校安全主任 (つばさ南小、つばさ北小) <p style="text-align: center;">※ 上記の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p>
<p>(1) 学校安全計画、防災計画、緊急対応の計画等の立案を行ってください。 現行の計画を活かしながら、校長の指導の下、安全主任で検討・企画・立案を行います。</p> <p style="text-align: center;">(検討期間) 令和6年5月～8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで</p>	

部 会 検討班	(総務・教育部会) 保健安全班 (学校保健)
所掌事務 検討事項	(1) 保健室経営、学校保健、健康診断
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長 (つばさ南小、つばさ北小) ・各校養護教諭 (つばさ南小、つばさ北小) <p style="text-align: center;">※ 上記の検討事項は、いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取りながら調整のうえ進めてください。</p>
<p>(1) 保健室経営案、学校保健計画 (全体計画 年間指導計画 その他)、健康診断実施計画等の立案を行ってください。 現行の計画を活かしながら、校長の指導の下、養護教諭で検討・企画・立案を行います。</p> <p style="text-align: center;">(検討期間) 令和6年5月～8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで</p>	

部 会 検討班	(総務・教育部会) 保健安全班 (学校医等)
所掌事務 検討事項	(1) 学校医等
担 当 者	事務局 (教育総務課)
<p>(1) 学校医、学校歯科医、学校耳鼻科医、学校薬剤師の選任を行います。 事務局 (教育総務課) で選任及び決定します。</p> <p style="text-align: center;">(検討期間) 令和6年5月～8月 → (検討期限) 令和6年8月末まで</p>	

部 会 検討班	(PTA・後援会部会) PTA班
所掌事務 検討事項	<p>(1) 小中一貫教育校PTA組織・会則・細則・会費の検討</p> <p>(2) 小中一貫教育校PTA役員選出方法の検討</p> <p>(3) 現小学校・現中学校PTA解散、会計等の整理</p> <p>(4) 小中一貫教育校PTA予算・各種事業・活動の検討</p>
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長（つばさ南小、つばさ北小、川島中） ・各校教頭（つばさ南小、つばさ北小、川島中） ・各校PTA会長（つばさ南小、つばさ北小、川島中） ・各校PTA副会長（つばさ南小、つばさ北小、川島中） ・指導・助言：教育総務課学校統合推進室 <p>※ これらの検討事項は、各学校PTAが主体となり、お互いに協力しながら取り組んでください。教育総務課は必要に応じて指導・助言を行います。</p> <p>また、各学校はPTAの検討作業等に関与してください。検討結果は、施設一体型・小中一貫教育校PTAへ引き継いでください。</p> <p>※ 令和7年4月に開校を予定している、つばさ南小学校及びつばさ北小学校ならびに川島中学校の一体化による、施設一体型・小中一貫教育校では、実質的に小・中学校の組織が一体化します。組織の一体化に伴う小・中学校教員の負担軽減を図るためにも、教職員の業務改善が求められますが、これを機に、PTAも負担軽減を図る観点から、小・中学校のPTA組織の一体化を図る方向性で、検討したいと思います。</p>
<p>(1) 小中一貫教育校PTA組織・会則・細則・会費の検討</p> <p>現在のつばさ南小学校及びつばさ北小学校ならびに川島中学校のPTA組織を母体として、2小学校1中学校PTA合同で、新たに開校となる小中一貫教育校のPTAの組織・会則・細則・会費などについて、協議・検討してください。</p> <p>検討期間：令和5年5月～12月 → 期限：令和5年12月まで</p> <p>(2) 小中一貫教育校PTA役員選出方法の検討</p> <p>つばさ南小学校及びつばさ北小学校ならびに川島中学校の一体化による、令和7年4月の施設一体型・小中一貫教育校の開校に合わせ、前年度の令和6年度から、2小学校及び中学校のPTA合同で、小中一貫教育校PTAの予</p>	

算・各種事業・活動など具体的事項について、検討作業が必要となります。

これらの作業には、2 小学校及び中学校 P T A 合同による専任役員が必要なことから、小中一貫教育校の P T A 役員を選出する方法について、早めに協議・検討してください。

検討期間：令和 5 年 5 月～12 月 → 期限：令和 5 年 1 2 月まで

(3) 現小学校 P T A ・ 現中学校の解散、会計等の整理

令和 7 年度に、小中一貫教育校の P T A 組織が新たに立ち上げることとなりますと、現在のつばさ南小学校及びつばさ北小学校ならびに川島中学校の P T A 組織は、令和 6 年度末をもって解散することとなります。また、現在、管理する会計や財産等について、令和 6 年度中に整理を進めることとなります。

検討期間：令和 6 年 5 月～12 月 → 期限：令和 6 年 1 2 月まで

(4) 施設一体型・小中学校一貫教育校 P T A 予算・各種事業・活動の検討

令和 7 年 4 月の小中一貫教育校の開校に合わせ、前年度の令和 6 年度から、2 小学校及び中学校の P T A 合同で、小中一貫教育校 P T A の予算・各種事業・活動など具体的事項について、検討作業が必要となりますが、現小学校及び現中学校 P T A の負担を軽減し、かつ小中一貫教育校 P T A 組織へのスムーズな引継ぎができるよう、現小学校及び現中学校 P T A とは別の組織（仮称 小中一貫教育校 P T A 発足会議）を立ち上げて作業を進める必要があります。小中一貫教育校 P T A 発足会議を立ち上げしだい、協議・検討を進めてください。

なお、小中一貫教育校 P T A の予算・各種事業・活動など具体的事項については、つばさ南小学校、つばさ北小学校、川島中学校のいずれかが幹事校となり、作成に関与してください。

検討期間：令和 6 年 5 月～12 月 → 期限：令和 6 年 1 2 月まで

部 会 検討班	(PTA・後援会部会) 後援会班
所掌事務 検討事項	<p>(1) 新統合小学校後援会の組織・会則・細則・会費の検討</p> <p>(2) 新統合小学校後援会の役員選出方法の検討</p> <p>(3) 現小学校後援会の解散、会計等の整理</p> <p>(4) 新統合小学校後援会の予算・各種事業・活動の検討</p>
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長（つばさ南小、つばさ北小） ・各校教頭（つばさ南小、つばさ北小） ・各校後援会長（つばさ南小、つばさ北小） ・指導・助言：教育総務課学校統合推進室 <p>※ これらの検討事項は、各学校後援会が主体となり、お互いに協力しながら取り組んでください。教育総務課は必要に応じて指導・助言を行います。また、各学校は後援会の検討作業等に関与してください。検討結果は、新統合小学校後援会へ引き継いでください。</p>
<p>(1) 新統合小学校後援会の組織・会則・細則・会費の検討</p> <p>現在のつばさ南小学校及びつばさ北小学校の後援会を母体として、2 小学校後援会合同で、新しい統合小学校の後援会の組織・会則・細則・会費などについて、協議・検討してください。</p> <p>検討期間：令和 5 年 5 月～12 月 → 期限：令和 5 年 1 2 月まで</p> <p>(2) 新統合小学校後援会の役員選出方法の検討</p> <p>令和 7 年度の新統合小学校の開校に合わせ、前年 6 年度から、2 小学校後援会合同で、新統合小学校後援会の予算・各種事業・活動など具体的事項について、検討作業が必要となります。このようなことから、新しい統合小学校の後援会役員を選出する方法について、早めに協議・検討してください。</p> <p>検討期間：令和 5 年 5 月～12 月 → 期限：令和 5 年 1 2 月まで</p> <p>(3) 現小学校後援会の解散、会計等の整理</p> <p>現在のつばさ南小学校及びつばさ北小学校の後援会は、令和 7 年 3 月末の 2 小学校の廃校に合わせ、令和 6 年度末をもって解散されます。よって、会計について、令和 6 年度中に整理を進めてください。</p> <p>検討期間：令和 6 年 5 月～12 月 → 期限：令和 6 年 1 2 月まで</p>	

(4) 新統合小学校後援会の予算・各種事業・活動の検討

令和7年度の新統合小学校の開校に合わせ、前年6年度から、2小学校後援会合同で、新統合小学校後援会の予算・各種事業・活動など具体的事項について、協議・検討してください。

なお、新統合小学校後援会の予算・各種事業・活動など具体的事項については、つばさ南小学校、つばさ北小学校のいずれかが幹事校となり、作成に関与してください。

検討期間：令和6年5月～12月 → 期限：令和6年12月まで

部 会 検討班	(PTA・後援会部会) 地域連携班
所掌事務 検討事項	<p>(1) 教育課程と関わりの中で、新統合小学校で継続したい各地域の文化・伝統の継承についての検討</p> <p>(2) 新統合小学校で継続したい地域の文化・伝統の継承にかかる指導者との調整</p> <p>(3) 新統合小学校の学校評議員の地区割など事項の検討</p> <p>(4) 新統合小学校の学校応援団に係る事項の検討</p>
担 当 者	<ul style="list-style-type: none"> ・各校校長（つばさ南小、つばさ北小） （必要に応じて、下記の者を交える。） ・各校評議員代表（つばさ南小、つばさ北小） ・各校学校応援団コーディネーター（つばさ南小、つばさ北小） <p>※ これらの検討事項は、学校が主体となって取り組んでください。いずれかの学校が幹事校となり、必ず2校で連携を取り調整のうえ進めてください。検討結果は、新統合小学校へ引き継いでください。</p>
<p>(1) 新統合小学校で継続したい各地域の文化・伝統の継承の検討</p> <p>総合的な学習の時間などで、地区の文化や伝統の継承にかかる取組を行っている場合があると思います。新しい統合小学校として、教育課程の中で継続していきたい文化や伝統の継承にかかる取組について、協議・検討してください。</p> <p>検討期間：令和5年5月～12月 → 期限：令和5年12月まで</p> <p>(2) 新統合小学校で継続したい各地域の文化・伝統の継承にかかる指導者との調整</p> <p>新しい統合小学校として、継続していきたい文化や伝統の継承にかかる取組についての協議・検討と併せて、指導者の確保、調整も進めてください。</p> <p>検討期間：令和5年5月～12月 → 期限：令和5年12月まで</p> <p>(3) 新統合小学校の学校評議員の地区割などの検討</p> <p>新しい統合小学校の学校評議員の選出方法、地区割などについて、協議・検討してください。</p> <p>検討期間：令和5年5月～12月 → 期限：令和5年12月まで</p> <p>(4) 新統合小学校の学校応援団に係る検討</p> <p>PTA・後援会とは別に、学校応援団なる地域住民等で構成された支援組織</p>	

がある場合PTA新しい統合小学校の学校評議員の選出方法、地区割などについて、協議・検討してください。

検討期間：令和6年5月～12月 → 期限：令和6年12月まで

川島町小中学校統合協議会規則

平成28年3月31日
教委規則第 4 号

(設置)

第1条 川島町立小中学校の統合に伴う諸課題について協議及び検討し、統合を円滑に推進するため、川島町小中学校統合協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、その結果を川島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 校名、校則、式典等に関する事。
- (2) 通学体制等に関する事。
- (3) 教育課程、学校行事等に関する事。
- (4) P T A等学校関係組織に関する事
- (5) 施設整備、設備備品等に関する事。
- (6) その他統合に向けて必要な事項に関する事。

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 統合関係学校の保護者代表者
- (2) 統合関係学校の教職員代表者
- (3) 地域住民代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務が完了した日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、代わりに当該地位等にある他の者を委員として委嘱する。ただし、当該地位等にある者が所属する組織、団体から委員の推薦があるときは、推薦された者を委員として委嘱することができる。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
(専門部会の設置)

第7条 協議会の円滑な運営のため、次の専門部会を置く。

(1) 校名・通学・廃校利用部会

(2) 総務・教育部会

(3) P T A・後援会等部会

2 専門部会の所掌事務は次のとおりとする。

名称	所掌事務
校名・通学・廃校利用部会	校名、校章、校旗、校歌、通学体制（通学路、通学手段、安全対策等）、空き校舎の活用等に関する事
総務・教育部会	校則、校訓、制服・体操着、教育課程、学校行事、式典関係、児童・生徒会、交流事業（小中連携、幼保小連携等）、設備・備品等の整備と整理、移転計画、予算計画等に関する事
P T A・後援会等部会	P T A・後援会の組織運営（規約・組織編制、役員選出、運営計画、予算）等に関する事 地域との連携に関する事

3 専門部会の部会員（以下「部会員」という。）は、協議会において決定する。

4 部会員の任期は、委員の任期による。

5 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。

6 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。

7 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

9 部会長は、必要に応じ専門部会を招集する。

10 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を部会員として指名することができるとともに、関係者に出席を求め意見を聴くことができる。

11 部会長は、所掌事務に関し、調査検討を行い、その結果、進捗状況等を協議会へ随時報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



川島町マスコットキャラクター